

特定非営利活動法人のこたべ
理事長 平島 美紀江 様

札幌市長 秋元 克広



市民への説明の要請について

貴法人は、令和3年度貸借対照表(令和4年3月31日現在のもの)について、貴法人の定款第37条に定める方法により公告を行わず、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第28条の2第1項の規定に違反していることにより、令和4年11月7日付けで法第42条第1項に基づく改善命令(以下「改善命令」という。)を受けることとなりました。

つきましては、札幌市における特定非営利活動促進法の運用方針(以下「運用方針」という。)に基づき、下記のとおり市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、札幌市まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、特定非営利活動法人自らが積極的に情報を公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの法の主旨に鑑みて実施するものです。

そのため、この要請及び札幌市に提出された文書は、市民間の情報共有及び所轄庁における手続きの透明性の確保の観点から、本市ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、期限を過ぎて報告がなかった場合にもその旨を掲載し公表いたします。

記

1 市民への説明要請の対象となる事案

令和3年度貸借対照表(令和4年3月31日現在のもの)について、貴法人の定款第37条に定める方法により公告を行わず、法第28条の2第1項の規定に違反していることにより、令和4年11月7日付けで法第42条第1項に基づく改善命令を受けることとなったこと

2 市民への説明を要請する内容

- (1) 改善命令により、所轄庁から改善を求められた事項
- (2) 上記(1)に係る改善状況
- (3) 改善命令により、所轄庁に提出した「改善策及び実行計画」の内容

3 市民への説明の実施方法

市民への説明は、特定非営利活動法人が自主的に実施されるべきものですので、実施方法は貴法人にお任せいたします。

参考例として以下に実施方法を記載いたします。

<方法例>

- ・貴法人の「主たる事務所」に、誰でも閲覧、謄写可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴法人が運営するホームページに説明文書を掲載する。
- ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施(実施の内容をあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられます)。

また、上記の方法のほか、令和4年11月7日付け札幌自治第7153号「特定非営利活動促進法に基づく改善命令について」により、貴法人が本市に提出する各報告書を、本市の「市民への説明要請の対象となっている法人について」のホームページに掲載することで代替することも可能です。なお、この場合は令和4年12月14日(水)までに各報告書を提出のうえ、本市ホームページに当該報告書を掲載することで市民への説明実施の代替としたい旨を当課までご連絡ください。

※次記5の報告書面の提出も別途必要です。

4 市民への説明実施の期限

令和4年12月16日（金）まで

5 市民への説明の実施状況及び説明内容に係る本市への報告書面の提出期限

令和4年12月23日（金）まで（必着）

6 上記5の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局市民活動促進担当課NPO法人担当係

（担当：土田・石橋、TEL：011-211-2964 FAX 011-218-5156）